

盛岡広域振興局長告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年7月19日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波雫石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町升沢字竹原33番8地先から114番1地先まで	新	m 54.2～19.3	m 35.6
	旧	54.2～25.7	35.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年7月19日から同年8月19日まで